



島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第39号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲 (水 産 課) 2

【内水面漁管委告示】

令和2年度水産動植物の目標増殖量 (水 産 課) 2

【内水面漁管委指示】

あゆの採捕の禁止 (水 産 課) 3

ニホンウナギの採捕の禁止 (") 3

コイの持出しの禁止及び放流等の制限 (") 4

告 示**島根県告示第210号**

令和2年島根県内水面漁場管理委員会指示第2-3号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲（令和元年島根県告示第119号）は、廃止する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 静間川水系河川の本流及び支流（三瓶ダムから上流を除く。）

内 水 面 漁 業 管 理 委 員 会 告 示**島根県内水面漁場管理委員会告示第1号**

第五種共同漁業権に係る令和2年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

令和2年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 水産動植物の放流量

免許番号 河川名	魚種 放流量	あゆ (千尾)	うなぎ (千尾)	ふな (千尾)	すずき (千尾)	やまめ (千尾)	わかさぎ 卵	えび (kg)	もくずがに (千尾)
		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖			18	80					
			530	2,000			2,100	200	
内共第2号 斐伊川		237	8	10		66			1
		1,550	280	175		1,390			30
内共第3号 神戸川		508	17	4	1	54			17
		3,850	500	40	10	940			330
内共第4号 神西湖			4	6					3
			50	60				10	40
内共第5号 江の川		1,800	12		5	4			0.4
		10,000	400		250	320			50
内共第6号 八戸川		330	2			20			
		2,840	50			200			
内共第7号 周布川		94	3			11			
		800	50			700			
内共第8号 三隅川		110	0.5			3			1
		517	50			75			50

内共第9号	800	2			90			10
高津川	3,200	100			1,800			1
総計	3,879	66	100	6	248			32
	22,757	2,010	2,275	260	5,425	2,100	210	501

2 産卵場の造成面積

(面積：㎡)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第2号 斐伊川			55		9
内共第3号 神戸川		6,500			
内共第5号 江の川				3,000	
内共第9号 高津川		3,000		500	

内水面漁業管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第2-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

令和2年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重本吉徳

禁止する河川	禁止する期間
田儀川及び小田川	令和2年から令和4年までの毎年5月20日から6月20日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで）	令和2年から令和4年までの毎年10月6日から11月30日まで

島根県内水面漁場管理委員会指示第2-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、ニホンウナギ資源の保護を図るため次のとおり指示する。

令和2年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重本吉徳

1 制限の内容

- (1) 採捕を禁止する水産生物
全長30センチメートルを超えるニホンウナギ
- (2) 採捕を禁止する区域

島根県内の内水面（公共用水面及びこれと接続一体を成す水面）

(3) 採捕を禁止する期間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで。ただし、次に掲げる区域については、それぞれ次に定める期間とする。

ア 内共第1号の漁場の区域 令和3年1月1日から令和3年3月31日まで

イ 内共第4号の漁場の区域 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

2 適用除外

試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けニホンウナギを採捕する場合においては、この指示を適用しない。

3 指示の有効期間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

島根県内水面漁場管理委員会指示第2-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

令和2年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 制限の内容

(1) コイの持出しの禁止

ア 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(7) 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

(4) 焼却、埋却等処分する場合

(5) 食用に供する場合

イ 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(7) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

(4) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(5) PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。